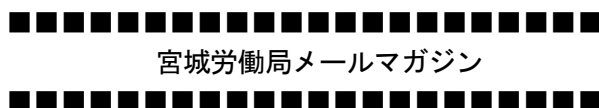


2021年8月11日発行



宮城労働局メールマガジン

目 次

《局長だより》

《お知らせ》

1. 令和3年度宮城県最低賃金の改正について
～時間額853円（引上げ額28円）を答申～
2. 雇用調整助成金等の要件が緩和されます
3. 令和3年8月1日から「業務改善助成金」が使い
やすく変わります～新型コロナウイルス感染症
の影響により売上が減少した事業主の賃金引き
上げをサポート～
4. 在籍型出向で雇用維持に取り組む事業主の方へ
5. これからテレワークを導入する事業主に対する
助成金があります～人材確保等支援助成金（テ
レワークコース）をご活用ください～
6. 不妊治療と仕事の両立を支援する助成金を活用
ください～両立支援等助成金（不妊治療両立支
援コース）～

○. 局長だより

前号に続き熱中症予防について。

脱水により血液循環が悪くなると疲労感、倦怠感、頭痛、めまい、吐き気、低血圧が起こる。ひどくなって熱射病に至ると汗の出が止まってしまう体温上昇がさらに加速し、運動失調や意識混濁が起こるので、前兆があれば体を休めて冷やす必要がある。

運動中に失われたのと同じ水分を取るのがよいと前回書いたが、それができない場合でも、脱水による障害を避けるには、脱水量が体重の2%を超えないようにすべきで、例えば体重60キロの人が8時間運動するなら $5 \times 60 \times 8 - 20 \times 60 = 1.2$ リットルの水分補給が必要となる。多量の汗をかくて水分と塩分が失われたときに水だけ補給すると熱痙攣が起こるので塩分やスポーツドリンクを取るとよい。

宮城労働局では、令和3年「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を展開中です。暑熱環境下の作業ではコロナよりも熱中症のリスクが高い

ことから、距離を取れる場合にはマスクを外しての作業が推奨されます。

1. 令和3年度宮城県最低賃金の改正について
～時間額853円（引上げ額28円）を答申～

8月5日、宮城地方最低賃金審議会は、宮城労働局長に対し最低賃金額を「時間額 853 円」とする旨を答申しました。

今年度の引上げ額 28 円は、中央最低賃金審議会の目安金額と同額ですが、過去最高の引上げ率となりました。

異議申出の審議などの諸手続きを経て、令和3年10月1日（金）の発効を予定しています

【お問合せ先】

労働基準部賃金室 （022-299-8841）

2. 雇用調整助成金等の要件が緩和されます

コロナ禍により厳しい業況にある中小企業の雇用維持を支援するため

・雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の助成率について、リーマンショック時以上が確保されることになりました。

・特に業況が厳しい中小事業主、営業時間の短縮等に協力する中小事業主について、事業場内の最低賃金を30円以上引き上げた場合、本年10月から12月までの3ヶ月間、休業の規模要件が問われないことになりました。

（いずれも現時点での予定です。）

【詳細】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/r3saichin-kochoukin.html>

【お問合せ先】

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター
— (0120-60-3999)

3. 令和3年8月1日から「業務改善助成金」が使いやすく変わります～新型コロナウイルス感染症の影

響により売上が減少した事業主の賃金引き上げをサポート～

「業務改善助成金」は、事業場規模100人以下で、宮城県内事業場の場合、時給換算で855円以下の労働者がいる場合に、設備投資等により生産性を向上させ、「事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）」の20円以上引き上げを図る場合に、設備投資などの費用の一部を支援する助成金です。

要件緩和・拡充の概要は以下のとおりです。

●特に業況の厳しい事業主（前年又は前々年と比較して売上げ等が30%減となっている事業主）様への特例

①設備投資の範囲の拡充

賃金引き上げ額を30円以上とする場合は、通常は助成対象外である自動車（乗車定員11人以上の自動車及び貨物自動車）、パソコン、スマホ、タブレット等の端末及び周辺機器の新規導入を助成対象に増加

●全事業主を対象とする特例

①対象人数の拡大及び助成上限額の引上げ

現行、賃金引上げ対象人数について、最大「7人以上」が、最大「10人以上」のメニューを増設し、助成上限額を450万円から600万円に拡大（宮城県以外の事業場の場合、地域別最低賃金額に応じて生産量要件が課される場合があります）

②45円コースの新設

賃金引上げ額にニーズの高い45円引上げコースを増設

③同一年度の複数回申請

今年度既に当助成金を活用し、賃金引き上げを行った事業場が、10月の最賃の引上げに向けて再度賃上げを行うケースを想定し、同一年度内の複数回申請を可能に変更

この助成金の概要及び支給要領、申請書類及び申請書類の記載例は、下記URLをご覧ください。

○業務改善助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/zigyonushi/shienjigyuu/03.html

【お問合せ先】雇用環境・均等室（022-299-8844）

4. 在籍型出向で雇用維持に取り組む事業主の方へ

コロナ禍により事業活動が一時的に縮小した事業主が在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合

・出向元と出向先に賃金、教育訓練費等の経費の一部が助成されます。

・出向元と出向先に出向の成立に要する措置を行った費用の一部が助成されます。

・令和3年8月1日以降新たに開始される出向について、独立性が認められない子会社間などの出向も助成されることになりました。

【詳細】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000733293.pdf>

【お問合せ先】

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター（0120-60-3999）

5. これからテレワークを導入する事業主に対する助成金があります～人材確保等支援助成金（テレワークコース）をご活用ください～

●支給対象となる経費の範囲

1. 就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更
2. 外部専門家によるコンサルティング
3. テレワーク用通信機器の導入・運用
4. 労務管理担当者に対する研修
5. 労働者に対する研修

●主な受給要件

【機器等導入助成】

1. テレワーク実施計画を作成し、労働局に提出してその認定を受けること。
2. 計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日までに、テレワークに関する制度として、所定の内容を規定した労働協約又は就業規則を整備すること。
3. 1. の認定を受けたテレワーク実施計画に基づき、その取組を実施すること。
4. 評価期間（機器等導入助成）におけるテレワーク実施対象労働者のテレワーク実施状況が、以下（1）または（2）の基準を満たすこと。

- (1) 評価期間（機器等導入助成）において、1回以上、テレワーク実施対象労働者全員がテレワークを実施すること。
- (2) 評価期間（機器等導入助成）にテレワーク実施対象労働者が週平均1回以上テレワークを実施すること。

【目標達成助成】

1. 離職率に係る目標の達成

(1) テレワークに関する制度の整備の結果、評価時離職率が、計画時離職率以下であること。

(2) 評価時離職率が30%以下であること。

2. 評価期間（機器等導入助成）初日から1年を経過した日からの3か月間に1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間（機器等導入助成）初日から1年を経過した日における対象事業所の労働者数に、計画認定時点における対象事業所の労働者全体に占めるテレワーク実施対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること。

●受給額

【機器等導入助成】支給対象となる経費の30%
※ただし以下のいずれか低い方の金額を上限とする。

- ・ 1企業あたり100万円
- ・ テレワーク実施対象労働者1人あたり20万円

【目標達成助成】1企業あたり、支給対象となる経費の20%〈生産性要件を満たす場合35%〉
※ただし以下のいずれか低い方の金額を上限とする。

- ・ 1企業あたり100万円
- ・ テレワーク実施対象労働者1人あたり20万円

○詳しくはこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/telework_zyosei_R3.html

【お問合せ先】雇用環境・均等室（022-299-8844）

6. 不妊治療と仕事の両立を支援する助成金を活用ください～両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）～

不妊治療のために利用可能な次の①～⑥のいずれか、もしくは複数の休暇制度・両立支援制度を創設し、実際に労働者に当該休暇制度・両立支援制度を利用させた中小企業事業主が支援対象となります。

- ① 不妊治療のための休暇制度
- ② 所定外労働制限制度
- ③ 時差出勤制度
- ④ 短時間勤務制度
- ⑤ フレックスタイム制
- ⑥ テレワーク

支給額は、労働者1人あたり28.5万円（生産性要件を満たした場合は36万円）です。1年度に最大労働者6名まで受給できますが、1人目の労働者は不妊治療のための休暇制度・両立支援制度を5日（回）利用した場合、2人目以降は不妊治療休暇制度を20日以上連続取得させ、現職等に復帰させ3ヶ月以上継続勤務させた場合に限られます。

また、①の不妊治療のための休暇制度を新たに導入した場合は、それに要した経費を助成する「働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）」も同時に活用できます。

こちらの支給額は上限50万円（所得経費の3/4。一定要件を満たした場合4/5）です。

これら助成金の概要及び支給要件の詳細や具体的な手続き、支給申請書については、下記URLをご覧ください。

■両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html

■働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000120692.html>

【お問合せ先】雇用環境・均等室（022-299-8844）